

## 磐田市いじめ問題対策連絡協議会

- |   |       |  |                     |
|---|-------|--|---------------------|
| 1 | 日 時   | 平成 27 年 6 月 1 日 (月)  | 午後 2 時から午後 3 時 30 分 |
| 2 | 場 所   | 磐田市役所西庁舎 3 階   | 303 会議室             |
| 3 | 出席者   | 三室康史 大藤小校長<br>萩田一孝 西部児童相談所相談判定課長<br>畑山映子 静岡地方法務局浜松支局総務課長<br>山内鉄男 磐田警察署生活安全課長<br>村松正規 市 P 連代表<br>上堀勝子 磐田市人権擁護委員連絡協議会会長<br>近藤正雄 静西教育事務所指導主事<br>山内秋人 子育て支援課長<br>名倉 章 市民活動推進課長<br>中村忠裕 学校教育課課長 |                     |
| 4 | 出席職員  | 教育部長   | 教育支援グループ長 担当指導主事    |
| 5 | 傍 聴 人 | 0 人  |                     |

### ●教育長挨拶

#### ○村松教育長

平成 6 年愛知の事件から平成 23 年の大津の事件まで、いじめにかかわる痛ましい事件が続いてきました。とても残念なことであります。

平成 25 年 9 月いじめ防止対策推進法が施行されました。その 1 条には、いじめは児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあると明記され、いじめ防止等の対策は総合的かつ効果的に推進することが大切であると示しております。まさに今、社会総がかりでこの問題に立ち向かう時であると考えます。

磐田市では、このいじめ防止等の対策について積極的にかかわっていくため条例を制定し、本関係組織を立ち上げました。まだ、スタートしたばかりの組織ですが、有意義な連絡協議会となることを期待します。

特に大切にしてほしいことの一点目は、大人と子供、学校と警察や児童相談所等、一般社会、それぞれがいじめの認識について考えることです。例えば、学校は警察に報告する必要がないという判断をしても、警察からは早く連絡がほしかったとのいじめの認識の違いがありました。いじめは心の中の問題であり、どうとらえていけばいいのか難しいことですが、共通理解ができればと思います。

二点目は連携です。子どもにかかわる様々なケースが増えてきました。その

ような中、例えば学校と児童相談所とは、どのような連携をしていけばよいかを考えていかなければいけません。

最後になりますが、大人として社会の組織として、子どもに常にメッセージを送るべきであります。生きていて意味のない人はいない。生きる価値のない人はいないと。本連絡協議会が率直な意見交換の中で、深まりのある議論がなされることを期待します。よろしく申し上げます。

#### ●協議

#### ○事務局

いじめ防止対策推進法、いじめ防止基本方針の説明

磐田市いじめ防止等対策推進条例の説明

磐田市問題行動等の現状説明

#### ●質疑応答、意見交換

- ・問題行動やいじめの件数等について、静岡県全体の現状はどうか。
- ・静岡県の傾向と磐田市の傾向は似た傾向にある。特に小学生の生徒間暴力が増加傾向。また、特定の児童生徒が繰り返し問題行動を起こす特徴が見られる。
- ・子どもと同時に保護者の問題も考えていく必要がある。
- ・学校と協力して児童虐待に対応をしている。保護者のネグレクトと学校での不適応との関連がみられる。保護者支援・教育が必要である。すぐには解決できないことであるため、連携をとりながら長いスパンで見守ることが必要である。
- ・昨年度、磐田市人権擁護委員会に届いた **SOS** ミニレターは、1月末までに **36** 通である。小学生中学年が多かった。中学生は女子の相談が多い。

#### ●連携について

- ・児童相談所は 18 歳未満の子どもの相談を受け付けている。西部児童相談所管内の相談件数は約 1000 件。障害にかかわるものが 500 件。虐待が 200 件。性行 200 件。子どもの安全を最優先。虐待の対応に追われている現状だが、いじめの問題も重要であり連携をとっていく必要がある。
- ・法務局は虐待、いじめ、体罰など人権の問題を扱っている。**SOS** ミニレターは 174 件。親や友達との関係について。学校に連絡をとり、連携を図っている。住民から虐待の疑いの連絡が入れば、児童相談所や市の関係局と連絡を取り合って確認をしている。それぞれが情報を持っているので、必要に応じてかかわっていききたい。
- ・市民活動推進課では青少年健全育成を所管している。青少年健全育成会連合会では、近年の全国的な子ども達の環境や状況を憂慮し、今まで以上に地域が子ども達とかかわっていくことが重要だと考え動き始めている。地域と家

庭や学校との連携の在り方や、地域が子ども達とどのようにかかわっていくのが良いのか等について悩んでいるところです。

- 学校だけで解決できないことが多くなっている。現場では、関係機関はもちろんのこと、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどと連携を取り合うようになっている。
- いじめについて警察に相談しにくい場合は、警察のサポートセンター窓口があるので気軽に相談していただきたい。
- 学校はいじめの問題に自信をもって取り組んでいるという意識が強いと SOS ミニレターのように他の組織が入り込んでくると防御反応が働いてしまう。しかし、よく考えてみると子どものためになっていることが分かる。お互いに情報を重ね合わせ、協力し、他の機関の領域であってもおせっかいを焼いていくことが必要である。
- 事務局としては、新潟県の事例を参考にしたい。子どもは集団生活の中で少しずついじめの問題に対する感度が鈍ることが考えられる。だから、社会全体がいじめは絶対に許されない行為であるというメッセージを出すことで感度を鈍らせないようにすることも大切である。新潟県では、10月を県民運動としていじめ撲滅に取り組んでいる。公共機関はもちろんのこと、企業や著名人に協力を依頼し、メッセージを県民に伝える活動をしている。ここにいる関係機関から少しずつ連携を始めていきたい。